# 金融庁

## 金融庁

表 5 - 1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

■基本計画の		評価に関する基本計画 (平成14年4月1日策定)
名称		E 平成15年7月1日改正 平成16年7月7日改正
		E 平成18年7月10日改正 平成19年7月3日改正
基本計画の	計画期間	平成 15 年7月1日から 20 年6月 30 日まで
主な規定内	事前評価の対	事前評価は、事業評価の方式を基本とする。
容	象等	評価の対象は、次のとおり。
	2003	法令に基づき評価が義務付けられている政策に該当するもの
		規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事
		業(予算、規制、法令等)
	 事後評価の対	事後評価は、実績評価、総合評価及び事業評価の方式を基本とす
	象等	る。 3。
	<b>秋</b> 寸	評価方式別の評価の対象は、次のとおり。
		実績評価: 金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象
		総合評価: 新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は
		社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる
		政策を対象
		事業評価: 法第7条第2項第2号に該当する政策(総合評価の方式
		を適用するものを除く。)及び事業評価の方式により事前
		評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証
		が必要と認められたものを対象
		政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算・機構定
	政策評価の結	
	果の政策への反	員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏
	映	まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用
		することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	国民の意見・要	政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総
	望を受けるための	務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け
	窓口の整備	付ける。
		寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるた
		め、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
基本計画の	金融庁における政策	評価に関する基本計画(平成 20 年 7 月 3 日策定)
名称		
基本計画の	計画期間	平成 20 年7月1日から 24 年3月 31 日まで
主な規定内	事前評価の対	事前評価は、事業評価方式を基本とする。
容	象等	評価の対象は、次のとおり。
	<b>গ</b> েব	法令に基づき評価が義務付けられている政策(要件に該当する
		個々の研究開発、公共事業、政府開発援助)
		周マの町元開発、公共事業、政府開発援助) 規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすること
		規制を制設し、石し、は廃止し、文は規則の内谷の変更をすることを目的とする政策
		新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響
		又は予算規模の大きい事業(を除く)
		に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	事後評価の対	事後評価は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を
	象等	基本とする。
		評価方式別の評価の対象は、次のとおり。
		事業評価: 評価法第7条第2項第2号に該当する政策(総合評価の
		方式を適用するものを除く。)及び事業評価の方式により事
		前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検
		証が必要と認められたもの
		Hamilton 20 20 - House D. 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -
		実績評価:金融庁の任務を達成するために重要な政策
		実績評価: 金融庁の任務を達成するために重要な政策 総合評価: 政策の決定から一定期間を経過した政策
	 政策評価の結	実績評価: 金融庁の任務を達成するために重要な政策 総合評価: 政策の決定から一定期間を経過した政策 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・

	果の政策への反 映 	踏まえ検討を行い、新 用することにより、評価	担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を f規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活 価結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	国民の意見・要 望を受けるための 窓口の整備	務企画局政策課とし、 付ける。 寄せられた意見・引	外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総金融庁のホームページ等において意見を受け 要望については、政策評価の質を向上させるた
			こおいて適切に活用を図るものとする。
実施計画の 名称	平成 19 年度金融庁	政策評価実施計画( <sup>3</sup>	平成 19 年 7 月 3 日策定)
実施計画の 主な規定内 容	画の計画期間内に	た政策のうち、実施計 対象としようとする政 第1号に区分されるも ;	事業評価: 過去に事前評価を実施し平成 19 年度に効果が発現する事業 (モデル事業、成果重視事業を 含む) 実績評価:25 政策 総合評価:1つのテーマ
	未着手・未了(法 及びロに該当するも	第7条第2項第2号イ の)	該当する政策なし
	その他の政策(法 区分されるもの)	第7条第2項第3号に	該当する政策なし
実施計画の 名称			成 20 年 7 月 3 日策定)
実施計画の 主な規定内 容	画の計画期間内に 策(法第7条第2項 の)及び評価の方式		事業評価: 過去に事前評価を実施し平成 20 年度に効果が発現する事業 (成果重視事業については、効 果発現の有無に関わらず事後 評価を実施) 実績評価: 24 施策 総合評価: 1つのテーマ
	未着手·未了(法 及びロに該当するも	第7条第2項第2号イ の)	該当する政策なし
	その他の政策(法 区分されるもの)	第7条第2項第3号に	該当する政策なし
		叩きウムナいったみ	亚代 00 左连(人卦左连)后接,针而已指数

<sup>(</sup>注) 金融庁は事務年度により計画期間を定めているため、平成20年度(会計年度)に係る計画は複数 にわたる。

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策へ <i>の</i> 反映状況の内訳別件数	D
事前評価	事業評価方式:1件 (新規事業) (表5 - 3 - ア)	実施が妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象事業(施策)を実施することを予定)  うち概算要求に反映  うち機構・定員要求に反映  機構要求に反映  定員要求に反映	1 1 1 0
	事業評価方式:23件 (規制) 〔表5 - 3 - イ〕	規制の新設又は改廃は妥当	23	評価結果を踏まえて、法案 を国会に提出した 評価結果を踏まえて、政令 等を制定及び改正した	10
事 実施計画 後 期間内の 評 評価対象 価 政策 (法第7条第2	実績評価方式:25件 (成果重視事業1件含む) (表5 - 3 - ウ)	政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	11	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	18
項第1号)				う5機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	10 7 9
				評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	7
		政策の達成に向け て成果が上がって いるが、取組の充 実・改善等を行う必 要がある	14	うち概算要求に反映 うち機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映 政策の重点化等 政策の一部廃止・休止・中止	1 3 0 3 0 0
		現時点では成果の 発現は予定されて いないが、引き続き これまでの取組を 進めていく必要が ある	1	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した (廃止、休止又は中止する予定) 【廃止・休止・中止】	0
	事業評価方式:6件 (成果重視事業3件含む) (表5-3-エ)	そのまま継続が妥当	3	評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進める こととした【引き続き推進】	3
		継続するが改善・見 直しが妥当	3	評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た 【改善・見直し】	3
		廃止、中止又は休止 が妥当	0	評価結果を踏まえ、当該政 策を廃止、休止又は中止した 【廃止・休止・中止】	0
	総合評価方式: 1件 〔表5 - 3 - オ〕	そのまま継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。 (進める予定) 【引き続き推進】	1
				うち概算要求に反映 うち機構・定員要求に反映	0

とし	評価の対象 いようとした の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数
	未着手 (法第7条第2 項第2号()	該当する政策なし		
	未了 (法第7条第2 項第2号1)	該当する政策なし		
	その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし		

<sup>(</sup>注) 「実績評価:25 件」の「政策評価の結果の内訳別件数」については、1つの評価対象政策に対し、 2つの達成目標ごとに評価の結論を導いているものがあるため、実施件数とは一致しない。

#### 表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

#### 1 事前評価

(1)事業評価方式を用いて、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、平成21年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度事業評価書」として公表。

表5-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

	評 価 対 象 政 策
1	「金融庁業務支援統合システム」の開発

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/2009/090522\_1\_2.html)の表5-4- 参照。
- (2)規制の新設又は改廃に係る 23 政策について評価を実施し、その結果を平成 20 年 4 月 25 日、 5 月 9 日、6 月 23 日、8 月 28 日、9 月 19 日、11 月 14 日、11 月 18 日、21 年 1 月 19 日、3 月 5 日及び 3 月 27 日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

18 2	- 5 - 1 税前を対象として事前計画した政策
	評 価 対 象 政 策
1	信託契約代理店の届出事項等の緩和
2	ETF(上場投資信託)の多様化
3	電子債権記録機関の指定に関する規定
4	15 歳未満の者又は同意のない者を被保険者とする死亡保険の引受けに関する規定
5	いわゆるプロ向け市場の創設
6	ETF(上場投資信託)の多様化
7	金融商品取引法上の開示規制の適用対象外とされるみなし有価証券の追加
8	開示用電子情報処理組織(EDINET)使用時の届出手続の見直し
9	銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し
10	銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し
11	空売り規制の強化
12	企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等
13	信用格付業者に対する公的規制の導入
14	金融分野における裁学外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設
15	特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し
16	有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入
17	金融商品取引所の相互乗入れ
18	「有価証券の売出し」定義の見直し
19	前払式支払手段に係る制度整備
20	資金移動(為替取引)に係る制度整備
21	銀 計 の 資金 決 済 ( 資金 清算 ) に 係る 制 度整 備
22	事業者団体 (認定資金決済事業者協会)に係る制度整備
23	継続企業の前提に関する注記規定の改正

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/2009/090522\_1\_2.html)の表5 - 4 - 参照。

#### 2 事後評価

(1)実績評価方式を用いて、「平成19年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、25政策についての目標等を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成19年度実績評価書」として公表。

表5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

	評 価 対 象 政 策	評価課の反映状況
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリン	引き続き推進
	グの実施	
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	引き続き推進
3	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態	引き続き推進
	勢整備	
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供 相談等の枠組みの充実	引き続き推進
8	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	改善・見直し
9	会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化	引き続き推進
10	公認会計士監査の充実・強化	引き続き推進
11	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応	引き続き推進
12	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	引き続き推進
13	取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化	改善・見直し
14	個人投資家の参加拡大	引き続き推進
15	金融・資本市場等の機能拡充	引き続き推進
16	ITの戦略的活用	引き続き推進
17	我が国金融・資本市場の国際化への対応	改善・見直し
18	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化	引き続き推進
19	「官から民へ」の改革に対する適切な対応	引き続き推進
20	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計	改善・見直し
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
22	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	引き続き推進
23	人材の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
24	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
25	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

<sup>(</sup>注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/2009/090522\_1\_2.html)の表5 - 4 - 参照。

(2) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

事業評価方式を用いて、「平成 20 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価(事前評価)を実施し、平成 20 年度に効果が発現する事業のうち、以下の 6 事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 20 年 8 月 29 日に「平成 20 年度事業評価書」として公表。

表5-3-エ 事業評価方式により事後評価した政策

	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
1	少額短期保険募集人管理業務システム開発	引き続き推進
2	バーゼル の国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備	改善・見直し
3	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	改善・見直し
4	有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の更なる基盤整備等	引き続き推進
5	最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の再構築	引き続き推進

6	公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築	改善

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/2009/090522\_1\_2.html)の表5 4 参照。
- (3)総合評価方式を用いて、「平成16年度金融庁政策評価実施計画」等に基づき、以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度総合評価書(金融システム改革(日本版ビックバン))」として公表。

### 表5-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
1	金融システム改革(日本版ビッグバン)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/2009/090522\_1\_2.html)の表5 - 4 - 参照。

別表		政策体系(金融	庁) 政策体系は、平成20年度における評価に係るもの
法定任務	基本目標	重点目標	政策
金融機 能の安定	1 金融機関が健全に経一 営されていること	(1) 金融機関の自主的・持続的 な取組みによる経営力強化が促	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
		進されること	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
	2 金融システムの安定 が確保されていること	(1) 金融システムの安定が確保 されていること	システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の 円滑な破綻処理のための態勢整備
		(2) 国際協力を通じて金融機能	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
		の安定が確保されていること等	新興市場国の金融当局への技術支援
預金者、 保険契約	─ 1 国民が金融サービス — を適切に利用できるこ	(1) 金融サービスの利用者保護	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
未検契約 者、投資者 等の保護	を適切に利用できると	の仕組みが確保されていること	利用者保護のための情報提供·相談等の枠組みの 充実
		(2) 企業内容の情報開示の充実	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実
		等を通じて国民の市場に対する信頼が高まること	一 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適 正化
			公認会計士監査の充実・強化
	■ 2 金融機関等が金融 ■ サービスを公正に提供	ー(1) 金融機関等の法令等遵守態 勢が確立されていること	金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応
	していること 3 市場が公正であるこ	──(1) 証券市場において取引の公 <b>├</b>	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するため
	٤	正が確保されていること	の市場監視
			□ 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組み □ の強化 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
円滑な金 - 融等	1 我が国金融が環境 の変化に適切に対応で	(1) 市場機能を活用した資金仲 → 介·資源配分の発展が促される → □ こと	個人投資家の参加拡大
	きていること		金融・資本市場等の機能拡充
		(3) 我が国金融市場の国際的地	ITの戦略的活用
		位が向上すること -	我が国金融・資本市場の国際化への対応
		-(4) 企業金融が円滑に行われ、 - 地域経済へ貢献していること	地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化
		(5) 金融システムが「官から民 へ」の改革に対応したものとなっ ていること	「官から民へ」の改革に対する適切な対応
	2 金融機関の企業活動が活発に行われてい	(1) 自らの判断に基づき効率的な金融機関の企業活動が行わる。	多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計
	<u> </u>	れ、競争環境が整備されること	金融行政の透明性・予測可能性の向上
	3 金融機関等が犯罪に一利用されないこと	(1) 金融機関等が金融犯罪に利用されないこと	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
(業務支援	基盤整備に係る政策)		
分野	課題		政策
1 人的資源		─ 人材の育成·強化のための諸旅	重策の実施
2 情報	(1) 行政事務の効率化	一 行政事務の電子化等による利何	更性の高い効率的な金融行政の推進
_	のための情報化 	- 専門性の高い調査研究の実施	
	集・分析		